

公益社団法人日本地震工学会 論文集編集規程

2012年12月7日制定

第1条 投稿原稿を受け付けた日付を「受理日」とし、採用を決定した日付を「掲載決定」とする。

第2条 論文集編集委員会委員長（以下、編集委員長と称す）は、投稿原稿が論文投稿規定に著しく違反し、査読が困難と思われる場合に体裁を整えるように著者に勧告し、投稿原稿の再提出を求めることができる。

第3条 編集委員長は、原稿の内容が地震工学会論文集に掲載される論文として不適切であると判断される場合には、論文集編集委員会（以下、編集委員会と称す）で審議し、掲載を否とすることができる。

第4条 編集委員長は、編集委員会の委員（以下、編集委員と称す）との審議に基づき、3名の査読者を決定する。

第5条 編集委員長は、1次もしくは2次査読結果に基づき、編集委員会で審議を行い、原稿掲載の可否を決定する。

第6条 編集委員長は、投稿原稿が査読結果と共に原稿投稿者に返却されてから6ヶ月以内に修正原稿が送られてこない場合には、その投稿原稿が取り下げられたものと判断することができる。

第7条 編集委員長は、投稿区分が「討論」である原稿については編集委員と審議し、掲載の可否を決めることができる。

第8条 編集委員長は、投稿原稿の表現の変更、字句および図表の変更を著者に求めることができる。

第9条 編集委員長は、投稿原稿の投稿規定に違反する部分を著者の了解なしに修正することができる。

第10条 編集委員長は、編集委員会での決定に基づき、報告などの原稿を依頼することができる。

第11条 原稿投稿者は、原稿掲載の審査結果が不採用と判定された場合には、1ヶ月以内に不当

とする理由を明記して、編集委員長に異議申し立てをすることができる。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。